

## 第1回 西宮市自転車駐車場指定候補者選定委員会議事録（要約）

日時：令和6年6月28日（金）10：00～12：00

場所：市役所本庁舎4階441会議室

出席者：【選定委員（敬称略）】

甲南女子大学人間科学部教授 吉田 有里

社会保険労務士 羽瀧 貴久子

公認会計士 三宅 洋行

名塩駅周辺駐輪マナー地域推進委員 畑田 満

【事務局】

土木総括室 大川室長

自転車対策課 原課長、今福係長、三谷主査、佐伯副主査

### 【議題】

- 1 委嘱状の交付
- 2 議題
  - （1）委員長、副委員長の選出について
  - （2）選定委員会会議等の公開・非公開について
  - （3）西宮市の放置自転車対策について
  - （4）募集要項について
  - （5）報奨基準の見直しについて
  - （6）選考基準・審査基準について
  - （7）その他今後のスケジュールと各回の議題について

### 西宮市の放置自転車対策について（質疑応答）

委 員 主に駐輪場を整備したい場所はあるか。

事務局 鉄道利用者が多い駅周辺では駐輪場が不足している場合もあるが、土地の空きが無い場合が多く、仮に土地が空いていても賃借料が高額なため、新たな整備は難しい。

委員長 自転車駐車場（以下、駐輪場）の利用料について、駅までの経路等で変動させているか。

事務局 場所によって利用料を変動させているが、条例で利用料を決定しているため頻繁な改定はしていない。利用料の最低価格・最高価格を設定し指定管理者に料金設定をさせている自治体もある。

委 員 個人が一時的に駐車場を貸出すように、駐輪場もできないのか。

事務局 令和3年度より新たな民営駐輪場整備に対する補助金制度を行っている。

### 募集要項について(質疑応答)

- 委員 募集要項に駐輪場ではなく自転車駐車場と表記されているのはなぜか。
- 事務局 法律、条例で自転車駐車場と表記しているため、公文書の場合はこのように表記している。
- 委員 指定管理者制度はいつから導入しているのか。
- 事務局 平成 17 年度から導入している。
- 委員 競争できるだけの事業者は存在するのか。
- 事務局 ある。
- 委員長 過去の選定時は数社申請があった。
- 委員 放置自転車対策に関する業務は指定管理業務に含まれるのか。
- 事務局 含んでいない。
- 委員 管理業務仕様書の内容を指定管理者が担うということか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員長 市として指定管理者に力を入れて欲しい業務は何か。
- 事務局 まずは適正な運営管理に力を入れて欲しい。また、指定管理業務であることから、不明な点はすぐに市に問い合わせるという姿勢では困るので、ある程度の実績やノウハウは必要だと考えている。
- 委員 レンタルサイクルを駐輪場に導入しているか。
- 事務局 導入している。市営駐輪場内での設置については、レンタルサイクルの担当課より依頼を受けて、当課から指定管理者に必要な連絡をしている。
- 委員長 レンタルサイクルについて実績はあるか。
- 事務局 利用率等の実績については、担当課で把握していると思われる。
- 委員長 要項については、案のとおりでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 では、要項については案のとおりとする。

### 報奨基準の見直しについて(質疑応答)

- 事務局 新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、今回の募集期間中は報奨金制度を一旦中止しようと考えている。
- 委員長 事務局案に異議はないが、今後、人口は減少しテレワークも増えると思われる。高齢者の免許返納も増えるだろう。次回の選定時にはそれらを考慮し、コンパクトシティの観点も取り入れながら報奨金制度について議論する必要がある。
- 委員 新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着いてきたが、今後の少子高齢化等の影響で使用料収入は減るという考えか。
- 事務局 テレワークが増えると定期利用から一時利用に移るケースがある。少子高齢化の影響も多少はあるかもしれない。
- 委員 今後、これらの影響が顕著に出てくるかもしれない。
- 委員長 報奨基準については、案のとおりでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 では、報奨基準については案のとおりとする。

## 選考基準・審査基準、その他について(質疑応答)

- 委員 1社しか応募がなかった場合、合格最低点のような基準は設けているのか。
- 事務局 設けていない。
- 委員長 適任と思われる応募者がなかった場合、再度選定をすることはありえるか。
- 事務局 ありえる。
- 委員長 駐輪場の管理には一定の人員が必要であることから、人員配置や労働条件にはそれなりの配点をしている。
- 委員 仮採点表(案)事業運営計画・管理運営体制・施設運営体制等・指定管理で働く労働者の労働条件の確保適切な人材確保・育成の実施の「③人材を市内、年齢に関わらず求めているか」について、採点表にこの項目は必要か。
- 副委員長 市内に限ってスタッフを募集することはできないので、この項目は不要ではないか。
- 事務局 必要性が高いとは考えられないため、削除する。
- 委員 増収を図るための具体的で実現性の高い取り組みとは具体的にどのようなことか。
- 事務局 現状は、電磁ロック機器の導入や、駐輪場内の区画整理等で利便性を上げるという取り組みがある。ただし、電磁ロック機器の導入や施設の整備については市が行っている。
- 委員長 市として具体的に何かをして欲しいということではなく、指定管理者の意欲を確認するための項目ではないか。
- 委員 仮採点表(案)の事業運営計画・経営管理・増収を図るための取り組みと中長期的な経営方針欄の、「増収を図るための具体的で実現性の高い取り組みが示されているか」、「サービスの質の確保と経営効率性のバランス」の配点・配分が合わせて10点となっているが、それぞれ5点配点・配分とし合計10点になるようにしてはどうか。
- 事務局 その通り採点表を修正する。
- 副委員長 適正な人員配置について、管理事務所とは駐輪場にある事務所のことか。
- 事務局 そのとおり。市が作成した管理人標準配置表を参考に、事業者が配置人数を決める。委員には標準配置表と対比するような資料を作成しお送りする。
- 委員長 では、一部を修正し事務局案のとおりとする。
- 以上で第1回選定委員会を終わりとする。
- 事務局 第2回選定委員会の主な議題は仮採点内容についてとなり、ヒアリングが必要となれば第3回選定委員会を開催する。次回の開催は9月中旬の予定。日程調整については、後日事務局より各委員に連絡する。

以上